

群馬大学グローバル人材育成推進委員会規程

平成 29. 5. 1 制定
改正 令和 2. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学（以下「本学」という。）に、本学におけるグローバル人材育成を推進するため、群馬大学グローバル人材育成推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生に対するグローバル教育プログラムに関すること。
- (2) グローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コースに関すること。
- (3) その他学生のグローバル人材の育成に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（教育・企画担当）
- (2) 大学教育・学生支援機構大学教育センター副センター長
- (3) 大学教育・学生支援機構大学教育センター外国語教育部会長
- (4) 共同教育学部，社会情報学部，医学部医学科，医学部保健学科及び理工学部から選出された教員 各2人
- (5) 国際センターから選出された教員 1人
- (6) 共同教育学部，社会情報学部，医学部医学科，医学部保健学科及び理工学部におけるグローバルフロンティアリーダー（GFL）育成コースを担当する事務職員 各1人
- (7) 学務部長
- (8) その他委員長が必要と認めた者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号，第5号及び第6号の委員の任期は2年とし，再任を妨げない。ただし，補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き，第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は，委員会を招集し，その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは，あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は，委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は，出席した委員の過半数をもって決し，可否同数のときは議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長が必要と認めたときは，委員以外の者を会議に出席させ，その意見を聴くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、関係部課等の協力を得て、学務部教務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
- 2 国立大学法人群馬大学教育研究国際化推進委員会グローバル人材育成部会規程（平成25年4月18日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。